

杨木県公報

令和 2 (2020)年 2月14日(金) 第79号

○公共測量の実施・○公共測量の終了・○同・				
 ○一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請・ ○产定保安林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_		次	
○産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請・ ○予定保安林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	—————— 告		
○予定保安林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請		=	
 ○介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止 ○介護保険法による指定 介護予防サービスの事業の廃止 ○道路の区域の変更 ○道路の供用開始 公告 ○患畜の届出 ○公共測量の実施 ○公共測量の終了 ○同 				
 ○介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止 ○介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止 ○道路の区域の変更 ○道路の供用開始 公 告 ○患畜の届出 ○公共測量の実施 ○公共測量の終了 ○同 	○予定保安林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••		
○介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止 ○道路の区域の変更 ○道路の供用開始 公告 ○患畜の届出 ○公共測量の実施 ○公共測量の終了 ○同	○介護保険法による指定居宅サービス事業	者の指定		
○道路の区域の変更・ ○道路の供用開始・ 公告 ○患畜の届出・ ○公共測量の実施・ ○公共測量の終了・ ○同・	○介護保険法による指定居宅サービスの事	業の廃止	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••
○道路の供用開始・ 公告 ○患畜の届出・ ○公共測量の実施・ ○公共測量の終了・ ○同・				
公 告 ○患畜の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
○患畜の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••
○患畜の届出・○公共測量の実施・○公共測量の終了・○同・		公	告	
○公共測量の終了・・・・・○同・・・・・・				
○同				
	○公共測量の終了	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••
	○同·····	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••
	_	/-	<u> </u>	

栃木県告示第72号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同条第6項の規定により、利害関係を有する者は、令和2 (2020) 年3月30日までに栃木県小山環境管理事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 2 (2020) 年 2 月 14日

栃木県知事 福 田 富 -

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 株式会社アクトリー 代表取締役 水越 裕治 石川県白山市水澄町375番地
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙字吾妻原3481番1外
- 3 一般廃棄物処理施設の種類

焼却施設

- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ及び感染性一般廃棄物
- 5 申請年月日

令和元 (2019) 年11月27日

- 6 縦覧場所
 - 栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県小山環境管理事務所、栃木市環境課及び壬生町生活環境課
- 7 縦覧期間

令和2(2020)年2月17日から同年3月16日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

8 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- 9 意見書の記載事項
 - (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
 - (4) 一般廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
 - (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

栃木県告示第73号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同条第6項の規定により、利害関係を有する者は、令和2 (2020) 年3月30日までに栃木県小山環境管理事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 2 (2020) 年 2 月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 株式会社アクトリー 代表取締役 水越 裕治 石川県白山市水澄町375番地
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙字吾妻原3481番1外
- 3 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (1) 燃え殻(特別管理産業廃棄物を含む。)
 - (2) 汚泥 (特別管理産業廃棄物を含む。)
 - (3) 廃油(特別管理産業廃棄物を含む。)
 - (4) 廃酸(特別管理産業廃棄物を含む。)
 - (5) 廃アルカリ(特別管理産業廃棄物を含む。)
 - (6) 廃プラスチック類
 - (7) 紙くず
 - (8) 木くず
 - (9) 繊維くず
 - (10) 動植物性残さ
 - (11) 動物系固形不要物
 - (12) ゴムくず
 - (13) 金属くず
 - (14) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - (15) がれき類
 - (16) ばいじん
 - (17) 感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日

令和元(2019) 年11月27日

6 縦覧場所

栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県小山環境管理事務所、栃木市環境課及び壬生町生活環境課

7 縦覧期間

令和2(2020)年2月17日から同年3月16日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

8 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- 9 意見書の記載事項
- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

(廃棄物対策課)

栃木県告示第74号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和 2 (2020) 年 2 月14日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

- 1 保安林予定森林の所在場所 鹿沼市中粟野字和田1898
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市久野字柴羽ノ沢1372-1、1372-2、1373、1374-1、1374-2、1375、1376-1、1376-2、1377、1378、1561、1562

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

 \coprod

- 1 保安林予定森林の所在場所 鹿沼市下南摩町字宇都木沢954、酒野谷字ウツキ沢1629、1630
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 下南摩町字宇都木沢954 (次の図に示す部分に限る。)、酒野谷字ウツキ沢1629、1630
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第75号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和2 (2020) 年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険	事業者の	指定居宅サー	- ビス事業所	指定の	サービス
事業所番号	名称又は氏名	名 称	所 在 地	年 月 日	の種類
0972501605	株式会社ビッグワン	サクラケアラーな	那須郡那珂川町小	令 和 2	訪問介護
	代表取締役	かがわ	川186番地1カン	(2020) 年	
	猪瀬 登美夫		ダハイツ6号	1月1日	

栃木県告示第76号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和2 (2020) 年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険	事業者の	指定居宅サ-	- ビス事業所	廃止の	サービス	
事業所番号	名称又は氏名	名称	所 在 地	年 月 日	の種類	
0970801924	株式会社トータルホーム ケア 代表取締役 塚田 正孝	株式会社トータル ホームケアホーム ケアおやま	小山市宮本町二丁 目13番19号	令 和 元 (2019)年 12月31日	訪問介護	
0960890101	Hiネットワーク株式会	ケアーズ訪問看護	小山市城北五丁目	令 和 元	訪問看護	

	社 代表取締役 野中 義之	リハビリステー ションえがお	2番22号メゾング リーンモール I 602号室	(2019)年 11月18日	
0971100441	医療法人社団為王会 理事長 尾形 直三郎	ショートステイか さね	矢板市中2011番地 4	令 和 元 (2019)年 11月30日	短期入所生 活介護
0970301545	荒川技研株式会社 代表取締役 荒川 昇士	荒川技研株式会社	栃木市川原田町 1261番地3	令 和 元 (2019)年 11月30日	福祉用具貸
0970600631	株式会社春の間 代表取締役 入江 光	デイサービス春の 間	日光市大室1138番 地 7	令 和 元 (2019) 年 11月1日	福祉用具貸
0972500409	株式会社商美社 代表取締役 佐藤 正勝	株式会社商美社	大田原市黒羽向町 55番地	令 和 元 (2019)年 12月1日	福祉用具貸 与
0970301545	荒川技研株式会社 代表取締役 荒川 昇士	荒川技研株式会社	栃木市川原田町 1261番地3	令 和 元 (2019)年 11月30日	特定福祉用具販売
0970600631	株式会社春の間 代表取締役 入江 光	デイサービス春の 間	日光市大室1138番 地 7	令 和 元 (2019)年 11月1日	特定福祉用具販売
0972500409	株式会社商美社 代表取締役 佐藤 正勝	株式会社商美社	大田原市黒羽向町 55番地	令 和 元 (2019)年 12月1日	特定福祉用具販売

栃木県告示第77号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定 介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和 2 (2020) 年 2 月 14日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険	事業者の	指定介護予防+	ナービス事業所	廃止の	サービス
事業所番号	名称又は氏名	名 称	所 在 地	年 月 日	の種類
0960890101	Hiネットワーク株式会 社 代表取締役 野中 義之	ケアーズ訪問看護 リハビリステー ションえがお	小山市城北五丁目 2番22号メゾング リーンモール I 602号室	令 和 元 (2019)年 11月18日	介護予防訪 問看護
0971100441	医療法人社団為王会 理事長 尾形 直三郎	ショートステイかさね	矢板市中2011番地 4	令 和 元 (2019) 年 11月30日	介護予防短 期入所生活 介護
0970301545	荒川技研株式会社 代表取締役 荒川 昇士	荒川技研株式会社	栃木市川原田町 1261番地3	令 和 元 (2019)年 11月30日	介護予防福 祉用具貸与

0970600631	株式会社春の間 代表取締役 入江 光	デイサービス春の 間	日光市大室1138番 地 7	令 和 元 (2019)年 11月1日	介護予防福 祉用具貸与
0972500409	株式会社商美社 代表取締役 佐藤 正勝	株式会社商美社	大田原市黒羽向町 55番地	令 和 元 (2019) 年 12月1日	介護予防福 祉用具貸与
0970301545	荒川技研株式会社 代表取締役 荒川 昇士	荒川技研株式会社	栃木市川原田町 1261番地3	令 和 元 (2019) 年 11月30日	特定介護予 防福祉用具 販売
0970600631	株式会社春の間 代表取締役 入江 光	デイサービス春の 間	日光市大室1138番 地 7	令 和 元 (2019) 年 11月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
0972500409	株式会社商美社 代表取締役 佐藤 正勝	株式会社商美社	大田原市黒羽向町 55番地	令 和 元 (2019)年 12月1日	特定介護予 防福祉用具 販売

(高齢対策課)

栃木県告示第78号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2 (2020)年2月14日から同年3月16日まで 一般の縦覧に供する。

令和2 (2020) 年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 藤原宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
67	前	塩谷郡塩谷町大字東房字本屋敷666から 塩谷郡塩谷町大字東房字ヒロ田760まで	6.6~22.2	760.1	
67	後	塩谷郡塩谷町大字東房字本屋敷666から 塩谷郡塩谷町大字東房字ヒロ田760まで	7.3 ~ 22.5	760.1	

 \prod

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 県民の森矢板線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
050	前	矢板市長井2263-62から 矢板市長井2263-55まで		$17.0 \sim 21.5$	51.2	
272	後	矢板市長井2263-62から 矢板市長井2263-55まで		17.0 ~ 23.9	51.2	

栃木県告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2 (2020) 年2月14日から同年3月16日まで 一般の縦覧に供する。

令和2 (2020) 年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
150		日光市山久保856地先から 日光市山久保1952-1まで	令和 2 (2020) 年 2月17日
272	一般県道 県民の森矢板線	矢板市長井2263-62から 矢板市長井2263-55まで	令和 2 (2020) 年 2月14日

(道路保全課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和 2 (2020) 年 2 月14日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家畜の種類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発生の場所 又は区域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	市貝町	令和 2 (2020)年 1 月 28日	法令殺

(畜産振興課)

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2 (2020) 年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

下野市上古山地区

3 作業期間

令和元 (2019) 年11月1日から令和2 (2020) 年2月20日まで

○公共測量の終了

令和元(2019)年7月16日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿沼市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 2 (2020) 年 2 月 14日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量 (数值図化、地図編集)

2 作業地域

鹿沼市都市計画区域内

3 作業期間

令和元 (2019) 年6月24日から令和2 (2020) 年1月24日まで

○公共測量の終了

令和元(2019)年7月16日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芳賀農業振興事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2 (2020) 年2月14日

栃木県知事 福 田 富 -

- 1 作業種類
 - 公共測量 (基準点測量)
- 2 作業地域 市貝町椎谷地内
- 3 作業期間

令和元 (2019) 年7月8日から令和2 (2020) 年1月10日まで

(監理課)